## "とちぎ暮らし"推進協議会設置要領

(目的)

第1条 首都圏に位置する本県の地理的優位性を活かし、田舎暮らしに関心を持つ方々を 県内に呼び込み、地域活性化に結びつけるため、県、市町村及び関係団体が連携を図る ことを目的に、"とちぎ暮らし"推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。 (所掌事項)

- 第2条 推進協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) "とちぎ暮らし"に関する周知活動の実施に関すること。
  - (2) "とちぎ暮らし"に関する各種施策の推進に関すること。
  - (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 推進協議会は、会長、副会長及び会員(以下「構成員」という。)をもって構成する。
- 2 会長は、県総合政策部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、県総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- 4 会員は、第1条の目的に賛同する自治体の担当課長の職にある者、及び関係団体の長が指定した者をもって充てる。

(運営)

- 第4条 推進協議会は、県総合政策部長が招集し、主宰する。
- 2 会長は、必要に応じ、推進協議会に関係のある者を出席させることができる。 (事務担当者会議)
- 第5条 推進協議会に付議すべき事項の調査検討及び必要な連絡調整を行うため、"とちぎ暮らし"事務担当者会議(以下「事務担当者会議」という。)を置く。
- 2 事務担当者会議は、県総合政策部地域振興課長の主宰のもと、構成員が指定した事務 担当者をもって構成する。

(事務局)

第6条 推進協議会に関する庶務は、県総合政策部地域振興課が処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営に関する必要な事項は、会長が 別に定めるものとする。

附則

- この要領は、平成19年4月27日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。

## 平成28年度 "とちぎ暮らし"推進協議会 構成名簿

No.	団体名	部署		備考
1		마염		IIII つ
2	あれる 栃木県中小企業団体中央会			
3	(公社)栃木県宅地建物取引業協会			
4	(公財)矢板市農業公社			
<del></del>		<b>答Ⅲ</b> ≡		
	宇都宮市土地開発公社	管理課	団体	
6	板木県住宅供給公社	分譲事業部	団体	
7	NPO太平山南山麓友の会		団体	
8	(公財)栃木県農業振興公社	#######	団体 	
9	宇都宮市	地域政策室	市町	
10	足利市	企画政策課	市町	
11	栃木市	地域づくり推進課	市町	
12	佐野市	政策調整課	市町	
13	鹿沼市	鹿沼営業戦略課	市町	
14	日光市	地域振興課	市町	
15	小山市	企画政策課	市町	
16	真岡市	企画課	市町	
17	大田原市	政策推進課	市町	
18	<b>矢板市</b>	秘書広報課	市町	
19	那須塩原市	シティプロモーション	市町	
20	さくら市	企画政策課	市町	
21	那須烏山市	まちづくり課	市町	
22	下野市	総合政策課	市町	
23	上三川町	企画課	市町	
24	益子町	企画課	市町	
25	茂木町	企画課	市町	
26	市貝町	企画振興課	市町	
27	芳賀町	都市計画課	市町	
28	壬生町	総合政策課	市町	
29	野木町	都市整備課	市町	
30	塩谷町	企画調整課	市町	
31	高根沢町	夢咲くまちづくり課	市町	
32	那須町	企画財政課	市町	
33	那珂川町	企画財政課	市町	
34	東京事務所		県	
35	観光交流課		県	
36	労働政策課		県	
37	農村振興課		県	
38	経営技術課		県	
39	住宅課		 県	
40	地域振興課		 県	
	計33団体(団体:8 市町25 県)			